

文化庁長官表彰規程

昭和61年6月12日
文化庁長官裁定

(趣旨)

第1条 この規程は、文化活動に優れた成果を示し、文化の振興に貢献した者（外国人及び団体を含む。以下同じ。）について表彰し、又は感謝状を授与し、これを顕彰するに必要な事項を定めるものとする。

(表彰の対象)

第2条 文化庁長官は、次の各号の1に該当する者を表彰することができる。

- (1) 文化の各分野において優れた成果を示した者、又は各分野の新生面の開拓に優れた成果を示した者
- (2) 芸術文化の振興、文化財の保存及び活用、文化団体の育成及び発展等に関し献身的な努力を払い、顕著な業績をあげた者
- (3) 前各号に準ずるもので、文化庁長官が特に必要と認めた者

2 前項に定めるもののほか、文化庁長官は、文化団体等が主催する展覧会等において優れた成果を示した者に対して、文化団体等の申請に基づき、これを表彰することができる。

(表彰の方法)

第3条 表彰は、表彰状を授与してこれを行う。表彰にあたっては、副賞を添えることができる。

(感謝状の授与)

第4条 文化庁長官は、次の各号の1に該当する者に対して感謝状を授与することができる。

- (1) 芸術文化の振興、文化財の保存及び活用、文化団体の育成及び発展等に関し、積極的な活動を行った者
- (2) 文化の国際交流に貢献した者
- (3) 寄附等の方法により文化活動を援助した者
- (4) 文化庁が実施する事業に関し、これに積極的に参加し、又は協力した者
- (5) 前各号に準ずるもので、文化庁長官が特に必要と認めた者

(実施細則)

第5条 この規程の実施に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、昭和61年6月12日から施行する。

2 この規程の施行の際、現に文化庁が所管する顕彰の取扱いについては、この規程によるものとみなす。